

学校給食(変更)申込書等の記入に関する Q&A

姶良市教育委員会 保健体育課

Q1 市内の小・中学校に2人の子どもがいます。学校給食(変更)申込書は、1枚に2人分を記入し、提出してもよろしいですか？

A1 お子様1人につき1枚提出してください。

Q2 令和6年3月末までに姶良市外の学校へ転校、または令和6年4月以降に私立学校へ進学する予定ですが、この場合でも学校給食(変更)申込書や口座振替依頼書を提出する必要はありますか？

A2 令和6年4月から学校給食の提供を受けないことが確実な場合は、提出の必要はありませんが、少しでも提供を受ける可能性がある場合は、提出をお願いします。申込後、提供を受けなくなったとしても手続き等は必要ありません。

Q3 現在、学校給食費以外の学用品費やPTA会費等を口座振替で学校へ支払をしていますが、令和6年4月からはどうなりますか？

A3 学用品費やPTA会費等については、これまでどおり、学校へ支払うことになります。

Q4 現在、食物アレルギーにより、家から弁当を持参しているので給食を一切食べていないのですが、学校給食(変更)申込書や口座振替依頼書の提出が必要ですか？

A4 必要ありません。

Q5 生活保護の支援を受けていますが、学校給食(変更)申込書や口座振替依頼書の提出が必要ですか？

A5 学校給食の提供を受けるためには、学校給食(変更)申込書の提出が必要となります。なお、生活保護の支援を受けなくなった場合、学校給食費の負担をお願いすることから口座振替で支払いを希望する場合は、口座振替依頼書の提出が必要です。

Q6 学校給食(変更)申込書は毎年提出する必要がありますか？

A6 保護者の変更や給食費の納入方法に変更が生じた場合は、再度提出する必要があります。なお、姶良市立の学校に在籍している間は有効となりますので、毎年、提出していく必要はありません。

Q7 現在、学校で給食費の口座振替を行っていますが、新たに口座振替依頼書を提出する必要がありますか？

A7 口座振替を希望される方は、必要です。学校給食費の振替先が学校から市の口座に変わるために、現在と同じ口座を使用する場合であっても、口座振替依頼書の提出は必要となります。

Q8 市内の小・中学校に2人の子どもがいます。口座振替依頼書は、1部(3枚複写)に2人分を記入し、提出してもいいですか？

A8 お子様1人につき1部提出してください。

Q9 保護者以外名義の口座を希望してもよいですか？

A9 保護者以外でも構いません。

Q10 口座振替依頼書は、金融機関に直接提出してもよいですか？

A10 ① ゆうちょ銀行以外の金融機関を振替口座にする場合は、現在、在籍する学校へ提出してください。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関は、鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、あいら農業協同組合、九州労働金庫の7金融機関になります。

② ゆうちょ銀行の場合は、直接最寄りの郵便局へ直接提出してください。なお、提出の際は、通帳と口座届出印を持参してください。

Q11 口座振替依頼書の記入を間違えてしまいました。どうすればよいですか？

A11 間違えた箇所を二重線で消して、二重線上に口座届出印を押印したうえで、余白に正しい内容を記載してください。

Q12 学校給食費の支払い方法は、口座振替(口座引落し)以外の方法がありますか。

A12 納付書でのお支払いも可能です。金融機関窓口やコンビニエンスストア等でお支払いいただけます。

Q13 口座振替依頼書を提出しなかった場合、また、残高不足等で口座振替ができなかった場合はどうなりますか？

A13 後日、市から送付される納付書により、金融機関窓口やコンビニエンスストア等でお支払いいただくことになります。

【お問い合わせ先】
姶良市教育委員会 保健体育課学校給食係
TEL：0995-62-2111（内線 232）
0995-66-3758（直通）
担当 渡辺 後庵